

(案)

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(3) 教育支援の充実

子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすためには、学校における教育活動の充実を図るだけでなく、個々の成長や発達の違い、家庭環境等を鑑みる等、心の発達や教育的ニーズの把握、子どもの学びを支える環境の調整が必要不可欠です。

その中でも、不登校や特別な配慮を必要とする子どもたちに対する教育支援は、学校と教育委員会、その他医療機関等の関係機関が一体となって取り組むことが重要です。一人ひとりの課題に対して有効な支援や指導を行うためには、学校や家庭、関係機関と連携して、子どもを取り巻く教育環境を整備していく必要があります。そして、個に応じた指導や支援体制を充実することにより、子どもたちが本来持っている能力や可能性を引き出し、将来、社会の様々な変化の中でも生き抜く力を身に付けることが教育の目的であると考えています。

○ 現状と課題

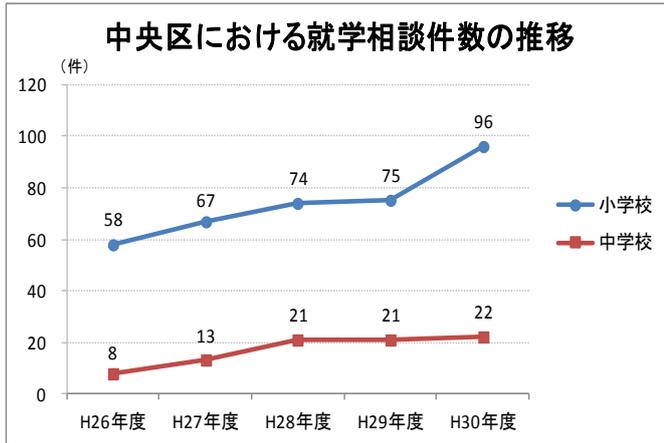
区立小中学校の就学相談の件数は、平成26年度と比較して平成30年度では約2倍に増加しており、区内全小中学校に設置した知的発達に課題のない発達障害等の児童生徒を対象とした特別支援教室の入室者も年々増加の一途をたどっています(図1～3)。障害の種類や程度に関わらず、一人ひとりの子どもの状態や教育的ニーズに応じて教育や支援を行う特別支援教育は、量・質ともに充実していく必要があります。

学校生活において、子どもが自分の力を最大限に発揮し、さらに伸ばすためには、教育的ニーズと必要な支援について見極め、本人や保護者と共有し、成長や発達に併せて適切な教育や支援を積み重ねることが大切です。そのため、平成30年度に開設された子ども発達支援センター「ゆりのき」と連携し、就学前から就労期まで一貫して、障害特性に応じた切れ目のない教育や支援が行えるよう「育ちのサポートカルテ」の作成・活用を行っていますが、これからの実績を踏まえて工夫し「育ちのサポートカルテ」の更なる活用を推進します。また、子どもの心身の発達状況や教育的ニーズに最もふさわしい指導や支援を提供するためには、一人ひとりに合った「多様な学びの場」が必要です。そのため、通常の学級、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室等の整備を進めるとともに、特別支援学校とも連携し、教育相談、就学・転学相談等を通じて、一人ひとりに合った学びの場を提供していきます。

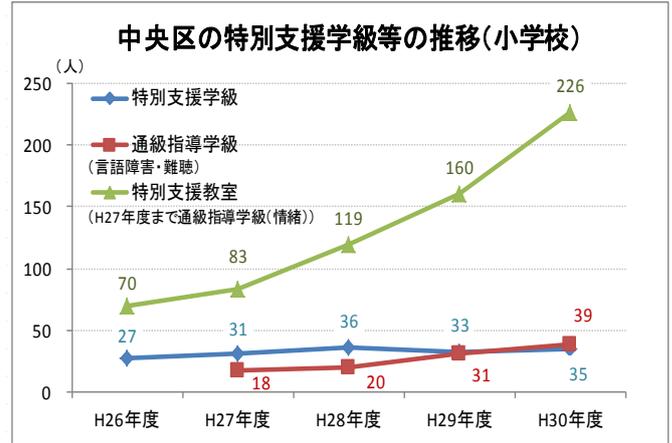
また、本区の児童生徒の不登校の現状は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、小学校4年生頃から不登校が始まり、中学校に入学して急増する傾向にあります(図4)。これは、心身ともに最も成長著しい子どもの発達段階において、自己肯定感が持てず、劣等感をもちやすくなる時期と一致します。また、不登校の理由は、様々な要因が挙げられますが、「家庭に係る状況」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多いことが特徴です(図5)。

一方、平成30年度における区立小中学校の不登校の児童生徒の復帰率は、児童は73.9%、生徒は42.6%であり、前年度と比較すると区立小学校児童の復帰率が約30ポイント上昇しています(図6)。これは、未然防止はもちろんのこと、不登校の初期段階からの教育相談等、早期の対応を学校が行ったためだと考えています。しかしながら、学校に復帰しても、再度不登校になる、あるいは、長期にわたり不登校の状態が続く児童・生徒もいることから、未然防止や早期対応の取組だけでは不登校の根本的な解決に至っておらず、登校できない児童・生徒に対する学習等の支援を充実させる必要があります。そのため、学校以外の場における学びの場の充実、心身の状況等の継続的な把握等、子ども一人ひとりの状況に応じた教育支援を充実していくことが重要です。

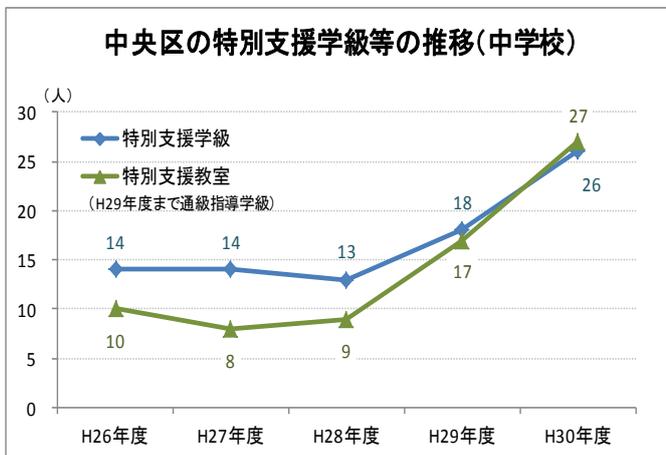
(図1)



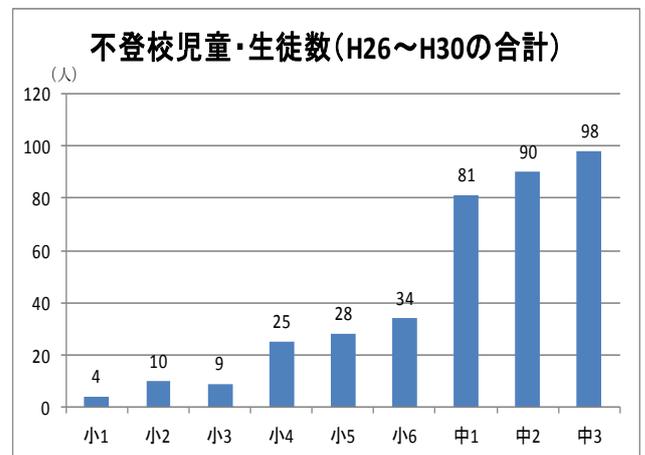
(図2)



(図3)



(図4)

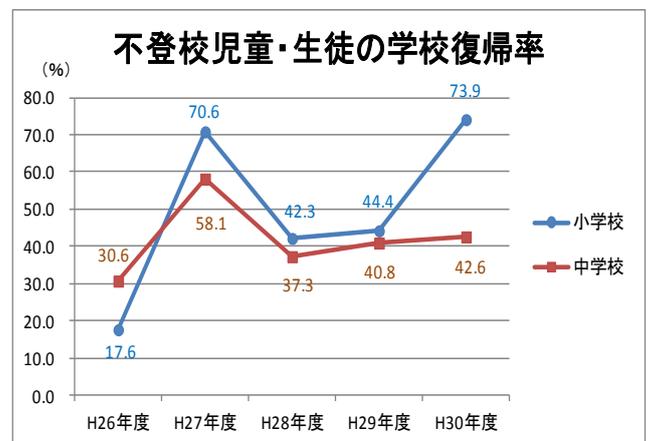


(図5)

平成29・30年度 不登校の要因		小学校	中学校
学校に係る状況	いじめ	2.0%	0.0%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	32.0%	24.5%
	教職員との関係をめぐる問題	4.0%	2.7%
	学業の不振	4.0%	11.8%
	進路に係る不安	2.0%	4.5%
	クラブ活動、部活動等への不適應	0.0%	1.8%
	学校のきまり等をめぐる問題	4.0%	1.8%
	入学、転編入学、進級時の不適應	12.0%	10.0%
家庭に係る状況	26.0%	22.7%	
上記に該当なし	36.0%	31.8%	

※各区分における不登校児童数に対する割合
 ※複数回答

(図6)



※学校復帰率とは、不登校児童生徒のうち、個々の状況に応じて「指導の結果、登校する又はできるようになった」と各学校が判断した児童生徒の割合をいう。

○ 取組の方向性

<特別支援教育>

① 切れ目のない障害特性に応じた適切な支援

児童生徒数の増加に伴い、医療的ケアも含め特別な支援や配慮が必要な子どもも増えることが予想されるため、特別支援学級の新設をはじめ、障害特性に応じた適切な学習環境の場が提供できるよう基礎的環境整備の充実を図っていきます。

また、子ども発達支援センター「ゆりのき」と連携して障害の早期発見・早期支援を図り、切れ目のない支援体制を構築するため個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」による組織的な支援を実施します。また、特別支援教室専門員や学習指導補助員を配置するなど、すべての学校・幼稚園において特別支援教室等と連携して特別支援教育を推進します。

さらに、共生地域の担い手を育成するために、都立特別支援学校で学ぶ子供たちが、副籍制度に基づき、地域の小学校や中学校での交流活動を推進し、障害のある人への理解に留まらず、「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切に作る人格の形成につなげます。

<不登校対策>

② 不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組

不登校は、いじめや発達障害、家庭環境に起因するもの等多様化しており、特別な状況下で起こるのではなく、「どの子にも起こり得る」ととらえることが必要です。そのため、学校に行けない又は、行かない状態になる前にいち早くその前兆をとらえることが重要となります。

教育相談員や心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーによる不登校傾向の強い児童・生徒への相談活動や働きかけに加え、今後は、学習意欲や友達関係等、一人ひとりの学校生活への意欲をアセスメントする取組を進めます。

③ 不登校の教育機会の確保等

不登校状態となった子どもに対しては、家庭から外に出るための居場所づくり、不登校の要因や背景を把握するための家庭訪問やスクールソーシャルワーカーによるアセスメント、登校に当たっての受入体制の整備など学校復帰に向けた様々な支援を行います。また特に、社会的な自立に向けて、学業が遅れて不利にならないよう学習支援・学習機会の充実に取り組みます。

【主な取組】

①-1 子どもの教育的ニーズに即した就学相談の実施

保護者からの就学に関する相談にきめ細かく対応するため、特別支援教育専門員が学校・幼稚園・保育所や保健所、子ども発達支援センター「ゆりのき」等の子どもの発達に関わる機関と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう就学・転学相談を実施します。

①-2 特別支援学級等の運営

障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応し、特別支援学級（知的障害）や通級指導学級（言語障害・難聴）では特別支援教育補佐員の配置など学習環境を整備し適切な指導を行います。また、全小中学校の特別支援教室では、発達障害に応じたより専門的な教育や支援に努めるとともに、見逃されがち

な学習障害（LD）への早期発見に向けた取り組みを進めます。また、ニーズを見極めながら特別支援学級（知的障害）の増設について適切に対応していきます。

①-3 個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援

特別な支援や配慮の必要な子どもたちが自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うため、保護者や教育、福祉、医療、保健などの関係機関が適切な役割を担い、互いに連携を図りながら個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制の構築を図ります。

①-4 副籍制度による交流の促進

東京都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が、地域とのつながりの維持・継続を図るために、居住する学区域の指定校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍校での交流の充実を図ります。

②-1 不登校未然防止に向けた一人ひとりのアセスメントの推進【新規】

「よりよい学校生活を送っているか」、「友達との人間関係づくりが出来ているか」等について、一人ひとりの子どもをアセスメントし、教員及び専任教育相談員等が児童・生徒一人一人の行動等の把握に努めます。その結果必要があれば、保護者と連携して、悩みや不安の解消に向け支援していきます。

②-2 教育相談等の実施

各幼稚園・小学校に教育相談員（臨床心理士等）を教育センターから定期的に派遣し、各中学校には、心の教室相談員を配置しています。また、問題を抱える生徒や家庭・学校を支援するため、各小学校・中学校にスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を派遣します。

また、不登校やその傾向にある児童・生徒のほか、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心理職や教職を志す学生等をメンタルサポーターとして学校や家庭、適応教室等に派遣し、心のケアや対話、学習等の支援を行い、不登校等の未然防止を図ります。

③ 適応教室「わくわく21」の機能の拡充【充実】

不登校等の児童・生徒の個々の状況により、「学校以外の居場所づくり」、「生活や学習状況の改善」、「学校復帰に向けた支援」といった目的別・段階的に支援が行えるよう適応教室の機能を拡充します。

また、引きこもり防止の取組、発達障害の課題克服、主体性・社会性を育むため、適応教室専門員と臨床心理士等が連携して、ソーシャルスキルトレーニング等を行います。

その他、引きこもりの状況にある児童・生徒に対して、ICT（インターネットや電子メールを使った通信システムなど）を活用した学習教材の提供等の学習支援や、在籍校の教職員による定期的な家庭訪問等の対面指導を行うなど、中学校卒業と同等の学力を修得するために必要な支援策を検討し、体制の充実を図っていきます。